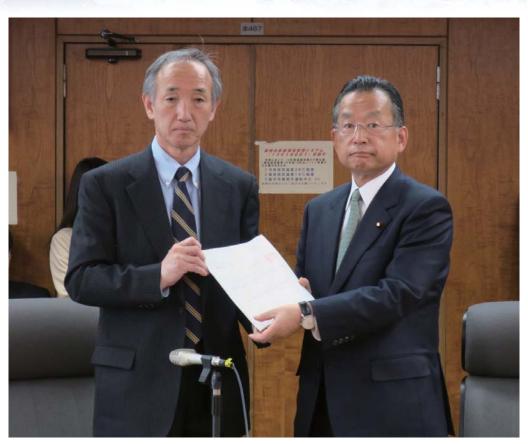
# GYOSEL NO MADO

# 水産庁施策情報誌 漁 政 の 窓 2017.5 vol. 143

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1合同庁舎1号館 代表 03-3502-8111(内線6505)URL http://www.jfa.maff.go.jp/



新たな水産基本計画について、 馬場水産政策審議会会長から答申文を受けとる山本農林水産大臣 (平成 29 年 4 月 1 4 日 農林水産省) 写真提供:(株)水産経済新聞社

#### CONTENTS

新たな「水産基本計画」について	2
	漁政部 企画課
漁船におけるライフジャケット着用の普及促進について	6
	漁政部 企画課
平成29年4月分のプレスリリース	8

## 新たな「水産基本計画」について

漁政部 企画課

#### 1. 新たな「水産基本計画」策定の背景

21世紀における水産施策の基本的指針である水産基本法(基本法)が平成13年6月に制定されてから16年が経過しました。この間、基本法が掲げた水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展という基本理念の実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画(基本計画)が3度(平成14年3月、平成19年3月及び平成24年3月)にわたり策定され、これに基づき水産政策を推進してきました。

その間、水産をめぐる情勢も大きく変化しました。世界的な人口の増加や経済発展に加え、水産物の優れた栄養特性に対する評価の高まりもあって、その需要が増大している一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されているとされており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっています。

一方、このような世界的なすう勢とは裏腹に、我が国においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など 水産物の生産体制が脆弱化するとともに、国民の「魚離れ」の進行が止まらず、このままでは、我が国周辺の「身近な自 然の恵み」を活用する力を失ってしまう状況も懸念されています。

一方、最近では漁業生産額が平成27年まで3年連続で、水産物の輸出金額は平成27年まで4年連続で上昇するなど明るい兆しもみられています。

このため、新たな基本計画では、我が国周辺の豊かな水産資源を持続的な形でフル活用を図るとともに、水産物の安定 供給と漁村地域の維持発展に向けて、産業としての生産性の向上と所得の増大による成長産業化、その前提となる資源管 理の高度化等を図るため、総合的かつ計画的に講ずべき施策を示しています。

今後は、新たな基本計画に基づき、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しも含め、引き続き検討してまいります。

#### 2. 新たな「水産基本計画」の主な内容

#### 《国際競争力のある漁業経営体の育成》

- 国際競争力の強化のための課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体として位置付けることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。
- 資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗(我が国漁業生産額のおおむね9割に相当)を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。

#### 《浜プラン・広域浜プラン》

- 浜プランの実施に当たっては、所得の向上に向けて着実にPDCAサイクル回していくことが重要であり、優良事例や取組に当たっての課題を浜にフィードバックする。
- 漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討を行う。

#### 《新規就業者の育成・確保》

○ 被雇用者としての就業にあっては、計画的な資源管理の下で効率的かつ安定的な漁業経営を目指す「担い手」たる漁業経営体への就業を支援し、独立・自営者としての就業にあっては、地域が「担い手」として育成することを認めた新規就業者に対し支援し、定着を促進する。

#### 《海技士等の人材の育成・確保、水産教育の充実》

- 水産高校、水産大学校、漁業学校等において、6か月の乗船実習を含むコースを履修することで、卒業時に海技試験 の受験資格を取得し、口述試験を経て海技資格を取得できる新たな仕組みの実現を目指す。
- 水産に関する課程を備えた高校・大学や水産大学校において、水産業の現場の要望を踏まえた実践的な専門教育の充実を図る。

#### 《魚類・貝類養殖業等への企業の参入》

○ 漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討し、成案を得る。

#### 《資源管理の基本的な方向性》

○ 漁獲量や漁獲金額等が多い主要な資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管

3

理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。

主要推進資源でとに、目標管理基準や限界管理基準といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。

#### 《数量管理等による資源管理の充実と沖合漁業等の規制緩和》

- IQ(個別割当)方式については、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったIQ方式の活用方法について、検討を行う。
- 沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め、 規制緩和の在り方等について引き続き検討し、成案を得る。

#### 《持続可能な漁業・養殖業の確立》

- 漁船の高船齢化による生産性等の低下等が問題となっており、高性能化、安全性の向上等が必要となっている。造船 事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体が代船 のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必 要な支援を行う。
- 海面養殖業においては、天然資源の保存に配慮した安定的な養殖生産を実現するため、主に、天然種苗を利用しているブリ、クロマグロ等について人工種苗の生産技術の開発や人工種苗への転換を促進するとともに、養殖経営の安定を図るべく、養殖用配合飼料の価格高騰対策や生餌の安定供給対策を実施する。
- 内水面漁業・養殖業については、資源の増大、環境保全等の核となる内水面漁協の持続活動、遊漁や自然との触れ合いの促進や地域振興の進展を旨として、関係者が連携し、必要な施策を推進する。
- 回帰率が低下しているシロサケについては、海洋環境の変化に対応するため、稚魚の放流時期やサイズに幅を持たせることや、環境条件が好適でなくても生き残る健康性の高い種苗の育成等により、着実に回帰率の回復に取り組み、漁獲量の安定化を図る。

#### 《新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元》

○ 現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討して、方向性を示す。

#### 《漁港・漁場・漁村の総合的整備》

○ 我が国水産業の基盤整備における課題に的確に対応する観点から、重点的に取り組むべき4つの課題として、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を掲げ、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進する。

#### 《多面的機能の発揮の促進》

○ 自然環境の保全、国境監視、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来に渡って発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。

#### 《水産物の輸出促進施策の展開》

- 海外市場の拡大のため、日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進に取り組む。
- 輸出先国・地域の規制・二一ズに応じた輸出環境の整備に向け、HACCP認定施設数の増加を図るとともに、HACCP 対応のための水産加工施設の改修、研修会、現地指導等に対し支援を行う。

#### 《水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進》

- 近年、分布、回遊、再生産等が変化している重要資源に関し、その生態特性と環境変化との関係について調査研究を 進め、その変動メカニズムの解明と漁況予測等の精度向上を図る。
- ICT、ロボット、AIなどの新技術を活用し、漁船の運航や操業の省エネ化等を進めるとともに、漁業・養殖業における単純作業の機械化を進める。
- クロマグロやウナギの人工種苗量産技術の開発を進めるとともに、耐病性や高成長等の望ましい形質を持つ優良品種 を得るための育種研究を推進する。

#### 《東日本大震災からの復興》

- 福島県を中心に出荷制限や操業自粛を余儀なくされていることから、関係機関と連携して科学的・客観的な根拠に基づく出荷制限の解除を着実に進めるとともに、本格的な操業再開に向けた支援を実施する。また、風評被害の払しょくに向けて、水産物の信頼確保のため、放射制物質調査を実施する。
- 諸外国·地域において講じられている放射性物質関係の輸入規制に対しては、科学的根拠に基づき、輸入規制の撤廃・ 緩和を粘り強く働き掛ける。

#### 《水産物の自給率目標》

○ 近年のすう勢を踏まえて、漁業者、消費者その他の関係者の努力によって課題を解決することにより実現可能と見込まれる生産量と消費量の目標を設定し、それらの目標を達成した場合に得られる数値を自給率の目標に設定。

## 「水産基本計画」

- ①産業としての生産性の向上と所得の増大による漁業の成長産業化
- ②前提となる<u>資源管理の高度化</u> 等を図るために必要な施策の総合的かつ計画的な実施

### 第1 水産に関する施策についての基本的な方針

○産業としての生産性向上と所得の増大

「浜」単位での所得向上の取組の展開

「自らの経営能力の向上、外部の人材の積極的な受入れ、企業の技術・知識・資本等の活用) →漁業操業等の効率化や消費者ニーズに応える戦略的なマーケティング体制の整備等

沖合漁業・遠洋漁業の国際競争力の強化

事業者自らが様々な創意工夫による産業としての生産性の向上と労働条件の改善

- →漁船の高船齢化や海技士資格者等の問題の根本的な解決
- ○水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理
- ○水産業・漁村の持つ多面的機能の十全な発揮
  - ○漁業者の取組を促進するために必要な措置の実施
  - ○国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進
  - ○多様なニーズに対応する加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開
  - ○東日本大震災からの復興

## 第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1 国際競争力のある漁業経営体の育成

- ・国際競争力の強化のための課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体として位置付ける。
  - これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。
- ・資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗(我が国漁業生産額のおおむね9割に相当)を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。

#### 2 浜プラン・広域浜プラン

- ・浜プランの実施に当たっては、所得の向上に向けて着実にPDCAサイクルを回していくことが重要であり、優良事例や 取組に当たっての課題を浜にフィードバックする。
- ・漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討を 行う。

#### 3 新規就業者の育成・確保

- ・被雇用者としての就業にあっては、計画的な資源管理の下で効率的かつ安定的な漁業経営を目指す「担い手」たる漁業経営体への就業を支援する。独立・自営者としての就業にあっては、地域が「担い手」として育成することを認めた新規就業者に対し支援し、定着を促進する。
- 4 海技士等の人材の育成・確保、水産教育の充実
  - ・水産高校、水産大学校、漁業学校等において、6か月間の乗船実習を含むコースを履修することで、卒業時に海技試験の受験資格を取得し、口述試験を経て海技資格を取得できる新たな仕組みの実現を目指す。
  - ・水産に関する課程を備えた高校・大学や水産大学校において、水産業の現場の要望を踏まえた実践的な専門教育の充実 を図る。

## の概要2017



## 水産資源の持続可能な形でのフル活用による 国民に対する水産物の安定的な供給と漁村地域の維持発展

#### 5 外国人材受入れの必要性

・水産業分野における外国人材受入れの必要性については、水産業の現場のニーズ、その将来の見通しや経営環境等の実態を詳細に把握し、経済的効果等を踏まえた方向を探る。

#### 6 魚類・貝類養殖業等への企業の参入

・漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要。 国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を行う。浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討し、成案を得る。

#### 7 資源管理の基本的な方向性

- ・漁獲量や漁獲金額等が多い主要資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の 方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。
- ・主要水産資源ごとに、目標管理基準や限界管理基準といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。

#### 8 数量管理等による資源管理の充実と沖合漁業等の規制緩和

- ・IQ(個別割当)方式については、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったIQ方式の活用方法について、検討を行う。
- ・沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め、規制緩和の在り方等について引き続き検討し、成案を得る。

#### 9 捕鯨政策の推進

・商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会の在り方に関する議論を関係国と進めるとともに、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。

#### 10 持続可能な漁業・養殖業の確立 (総論)

・漁船の高船齢化による生産性等の低下等が問題となっており、高性能化、安全性の向上等が必要。 造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体が 代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、 必要な支援を行う。

#### 11 新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元

・既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者の二一ズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。 流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討して、方向性を示す。

#### 12 多面的機能の発揮の促進

・自然環境の保全、国境監視、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。

#### 13 (まとめ)

・数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直し を含め、引き続き検討を行う。

### 第3 水産物の自給率目標

#### (自給率目標の考え方)

近年のすう勢を踏まえて、漁業者、消費者その他の関係者の努力によって課題を解決することにより実現可能と見込まれる生産量と消費量の目標を設定し、それらの目標を達成した場合に得られる数値を自給率の目標に設定。

	H26	H27概算	H39目標
食用魚介類	60%	59%	70%
魚介類全体	55%	54%	64%
海藻類	67%	70%	74%

6

## 漁船におけるライフジャケット着用の普及促進について

漁政部 企画課

漁船の安全の確保のためには、海難事故をなくすことが 第一ですが、海難事故の防止策に万全を尽くしたとしても、 事故の発生を完全になくすことは困難です。

平成28年における船舶事故によらない漁船からの海中 転落者は72人となり、そのうち48人が死亡又は行方不 明となっており、海中転落による死者・行方不明者は後を たちません (図1参照)。

一方、漁船からの海中転落者のうち、ライフジャケット 着用者の死亡率は非着用者に比べて約半分となっており、 ライフジャケットの着用は漁業者の命を守るために必要不 可欠であることは明らかです(図2参照)。

#### ① ライフジャケット着用率の向上の取組

海上保安庁の資料によると、海中転落者のライフジャ ケット着用率は、漁船の場合は約3割と低い現状にありま す (図3参照)。

このため水産庁では、平成25年度からライフジャケッ トの着用率を向上させるため、漁業者がライフジャケット を着用しない要因を分析するとともに、漁業者に対し着や すいライフジャケットを提案するための調査を実施してま いりました。

この結果、「かさばって作業しづらい」、「着脱しにくい」、 「夏場に暑い」、「引っかかったり巻き込まれたりする恐れ がある | 等といった漁業者がライフジャケットを着用しな い要因が明らかとなり、本調査結果を踏まえ、本年4月に 個々の漁業者が異なる作業環境の中で自分にあったライフ ジャケットを選んでいただきやすくするための「作業環境 に適した着やすいライフジャケットの例(暫定版)」を作 成し、ライフジャケットの選定方法を提案しております (図4参照)。

また、漁業者にライフジャケットを常時着用していただ くため、平成29年3月に「漁業者のためのライフジャケッ トの着用手引」を作成し、着用促進に役立てて頂いており ます (図5参照)。

本手引きは、平成20年10月(初版)及び平成24年 10月(第2版)に作成された「漁業者のためのライフジャ ケット着用推進ガイドライン」を基に、より多くの漁業者 にわかりやすく編集し直したものですが、主な内容としま しては、ライフジャケットの着用率や着用効果を示すデー ターを掲載することで着用の必要性を理解していただくと ともに、漁業者がライフジャケットを導入しやすくするた めのポイントやチェックリストを掲載しているほか、現在 主流となっている膨脹式ライフジャケットのメンテナンス 方法や未然に防止できる事故の事例、実際に発生した事故 の事例などを掲載しているのが特徴です。

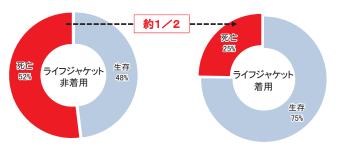
#### ② ライフジャケットの着用義務範囲の拡大

小型漁船のライフジャケットの着用については、これま で国土交通省所管の「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行 規則(昭和26年10月15日運輸省令第91号) において、 20トン未満の小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事す る場合に義務づけられていましたが、本年2月1日に同規 則の改正省令が公布され、施行する平成30年2月1日以

図1:海中転落者数及び海中転落による 死者・行方不明者数の推移

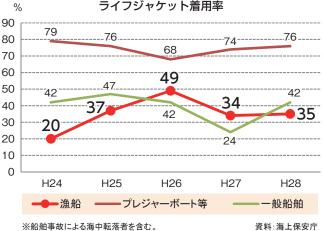


図2:漁船からの海中転落者の死亡率 (平成24~28年の5年間の平均値)



資料:海上保安庁

図3:漁船における海中転落者の ライフジャケット着用率



降、原則、船室外にいる全ての乗船者にライフジャケット の着用が義務づけられることとなりました(図6参照)。

また、20トン以上の漁船については、既に船員法(昭 和22年9月1日法律第100号) においてライフジャケッ トの着用が義務づけられていることから、今後は全ての漁 業者にライフジャケットを着用することが義務づけられる こととなります。

現在、国土交通省と連携して、改正省令の施行日以降は 全ての漁業者がライフジャケットを着用する状態となるよ う、各都道府県及び漁連の担当者を対象に全国で「ライフ ジャケットの着用義務化に伴うブロック説明会」を開催し ています。本説明会では今回の改正省令の趣旨や内容、ラ イフジャケットの着用の必要性、どのような漁労作業にど のようなライフジャケットが適応するのか等について説明 するとともに、本説明会に出席した担当者は各漁協で開催 される説明会において、ブロック説明会の内容を直接現場 の漁業者に周知し着用の徹底を図ることとしています。

今後も、全ての漁業者にライフジャケットを常時着用し ていただき、万が一事故が起こってしまった場合でも命が 守られるよう、引き続きライフジャケットの普及促進を 行っていきます。

#### 図4:作業環境に適した着やすいライフジャケットの例(暫定版)

着用阻害要因	作業の例	阻害要因の改善			
<b>福州阻告安</b> 囚	作業の例	阻害安囚の以害	タイプ	写 真	特 徴
引っかかりやすい	・のり養殖:箱船での摘採作業時に網に引っかかる・刺網:投網、揚網作業時に網に引っかかる	引っかかりにくい タイプを選択	空気密封式		表面がなめらかで突出部が少なく 引っかかりにくい
יט פילו פימימכן פ			首掛け式(作動索が飛び 出ないタイプ, 突出部の 少ないタイプ)	V	作動索が前面に突出しないように 工夫されている機種もある
かさばって作業し	・甲板上での漁獲物選別作業	軽装で作業しやすい タイプを選択	首掛け式 腰ベルト式 ポーチ式		固型式や気体密封式とくらべてコ ンパクトで作業を妨げにくい
にくい			固形式 (スリットのある タイプ)		スリットや折れ目を設けることで 作業性を向上している
暑い、蒸れる	・夏期の作業全般	通気性の良いタイプ を選択	首掛け式 腰ベルト式 ポーチ式		固型式や気体密封式と比べてコン パクトで皮膚を覆う面積が少ない
寒い	・冬期の作業全般	保温性の良いタイプ を選択	固形式 気体密封式		浮力体(発泡樹脂、気室)が断熱 材となるため防寒着代わりになる
着脱が面倒	・休憩時などに頻繁な着脱が必 要な場合	着脱が容易なタイプ を選択	腰ベルト式 ポーチ式		腰に巻いてバックルをとめるだけ で容易に装着できる
サイズが合わない	) 上にライフジャケットを着用	サイズ選びのできる タイプ. 調整範囲の 広いタイプを選択	固型式、気体密封式(サイズ選びのできるもの、 調整範囲の広いもの)		サイズ選びのできる機種もある
717000			腰ベルト式 ポーチ式		ベルト長さを調節することである 程度のサイズ範囲に対応できる

#### 図5:漁業者のためのライフジャケットの着用手引



図4及び図5の資料は下記のURLから御覧になれます。 http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/index.html#a-11

#### 図6:小型漁船の場合のライフジャケット着用の 義務範囲の拡大



#### プレスリリース 4月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H29.4.1	  「日口さけ・ます漁業交渉」(ロシア 200 海里水域分)の結果について 	国際課
H29.4.6	「水産政策審議会 第21回 総会・第71回 企画部会 合同会議」の開催及び一般傍聴について	企画課
H29.4.6	「水産分野における産業管理外来種に関する関係者との意見交換会」の開催及び参加者 の募集について	漁場資源課
H29.4.14	「水産政策審議会」委員の公募について	漁政課
H29.4.20	沖縄周辺海域における外国漁船の集中取締りの実施について	管理課
H29.4.21	「日モロッコ漁業協議」の開催について	国際課
H29.4.27	「日モロッコ漁業協議」の結果について	国際課
H29.4.27	太平洋クロマグロ小型魚の漁獲状況について	管理課
H29.4.28	新たな「水産基本計画」の決定について	企画課
H29.4.28	「第1回インフラメンテナンス大賞」の受賞者決定について	整備課
H29.4.28	高度衛生管理基本計画(枕崎漁港)の変更について	計画課
H29.4.28	「日口さけ・ます漁業交渉」(ロシア 200 海里水域分)の再開について	国際課

#### 編集後記 窓辺のカーテン

最近は汗ばむ日もあり、夏が近いことを実感する季節になりました。

これからは、プレジャーボートなどマリンレジャーを楽しまれる方も増えてくるのではないでしょうか。 せっかくのレジャーです、事故の防止を十分に心がけましょう。

水産庁では国土交通省と連携して、漁業者の方々に対するライフジャケット着用の普及促進を行っています。また、これから、水産施策を進めるうえで基本となる計画についても今回取り上げました。

「漁政の窓」では、今後も皆様に水産庁施策についてわかりやすくお伝えできるよう努めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

#### 編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

水産庁施策情報誌 漁政の窓

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階 代表 03-3502-8111 (内線6505) URL http://www.jfa.maff.go.jp/

ご意見 ご質問はこちらへ → URL http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html

ntmi [ ½